

静岡市情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 静岡市は、市街地と中山間地のデジタルディバイド（情報の格差をいう。）を解消し、より多くの市民が情報化社会の恩恵を享受できるようにするため、情報通信基盤整備事業を実施する電気通信事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「情報通信基盤整備事業」とは、通信事業者による光ブロードバンドサービスが提供されていない葵区西又地区において、通信事業者が光ブロードバンドサービスを提供するための設備等（以下「設備等」という。）を整備し、及び維持管理する事業をいう。

2 この要綱において「通信事業者」とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者をいう。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市長が別に定めるところにより応募した通信事業者の中から総合的に審査し選定した者で、市長が必要があると認めるものとする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、情報通信基盤整備事業で、市長が必要があると認めるものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、770万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要であると認める事項を遵守すること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ情報通信

基盤整備事業（葵区西又地区）変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）変更事業計画書（様式第2号）

（2）変更収支予算書（様式第3号）

（変更、中止又は廃止の承認）

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、情報通信基盤整備事業（葵区西又地区）変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに情報通信基盤整備事業（葵区西又地区）状況報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日までに、情報通信基盤整備事業（葵区西又地区）実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）収支決算書（様式第3号）

（2）前号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入

控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請をすること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業者は、第13条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費
整備費	<p>ア 次の設備等の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信機 (カ) 伝送用専用線 (キ) ケーブル (ク) 中継増幅装置 (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 (ス) その他事業を実施するために必要な経費 <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（市長が別に定める施設又は設備をいう。以下同じ。）の設置に要する経費</p> <p>ウ アの設備等又は附帯施設の設置に係る附帯工事費</p> <p>エ アからウまでに掲げるものを設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>オ エの整備に係る附帯工事費</p> <p>カ その他設備等を整備するために必要となる経費</p>
維持管理費	設備等を補助対象事業者の事業の用に供する経費

様式第1号（第7条関係）

情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、静岡市情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）収支予算書（様式第3号）

様式第2号（第7条関係、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

整備箇所	
着工予定日	
完了予定日	
整備（予定）内容	

様式第3号（第7条関係、第10条関係、第13条関係）

収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
市補助金			
自己資金			
借入金			
その他			
合 計			

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
補 助 対 象 経 費			
	小計		
補 助 対 象 外 経 費			
	小計		
合 計			

様

静岡市長 氏 名 団

情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
 - (1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の目的又は内容
 - イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算
 - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。
- ア 要綱第13条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
- (ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- (イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (9) (1) から (8) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第5号（第10条関係）

情報通信基盤整備事業（葵区西又地区）変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた情報通信基盤整備事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

様式第6号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 図

情報通信基盤整備事業（葵区西又地区）変更（中止・廃止）承認通知

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、
静岡市情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付要綱第11条の規定によ
り、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第7号（第12条関係）

情報通信基盤整備事業（葵区西又地区）状況報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所 在 地

報告者 名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった情報通信基盤整備事業に係る事業実施状況について、静岡市情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり報告します。

事業実施状況

様式第8号（第13条関係）

情報通信基盤整備事業（葵区西又地区）実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所 在 地

報告者 名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた情報通信基盤整備事業が完了したので、静岡市情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類
収支決算書（様式第3号）

様式第9号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 団

情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、静岡市情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第10号（第15条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所 在 地

請求者 名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号により、情報通信基盤整備事業に係る補助金交付確定通知を受けたので、静岡市情報通信基盤整備事業費（葵区西又地区）補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座

金融機関名

口 座 種 別

口 座 番 号

口 座 名 義

様式第11号（第9条関係、第16条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

報告者 名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた情報通信基盤整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金額の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円